

おおい町宅地分譲条件設定書【共通】

1. 分譲単価

14,000～15,000円/㎡(46,200～49,500円/坪)

2. 公募区画及び面積

募集チラシのとおり

3. 資格審査

各地区宅地分譲資格基準等に基づき行う。

4. 条件設定

1) 申込みは、1世帯1人に限る。

(同居する親子若しくは、兄弟、姉妹での複数の申込はできない。)

2) 分譲地の所有権移転登記は、「買戻し特約付き登記」とする。

3) 分譲後5年以内に住宅を建設し、自らが入居すること。

4) 分譲地の転売は、10年間を行わないこと。

5) 営利を目的とした住宅(アパート等)は建設することはできない。

6) 住宅の賃貸は、原則として行わないこと。

7) 3号から6号の条件に違反した場合は、宅地分譲契約を解除し強制買戻しを行う。

8) 前号により宅地分譲地契約を解除したときは、納入された土地代金(元金)を返還する。

9) 住宅入居後は、地元自治会に加入し、入居前であっても地元自治会に協力すること。

10) 分譲代金のほか、登記(公社→個人)手数料及び上下水道加入金が必要となること。

5. 住宅建設等に伴う条件

1) 工事の着手は、土地引渡後でないといけない。

2) 盛土等の造成工事は、原則としてできない。

3) 住宅等建築物は、木造2階建(瓦葺)程度の建物とし、高さは地上から9.0m以内とすること。

4) 住宅等建築物の基礎は、隣地境界線から1.5m以上離すこと。

5) 隣地境界のコンクリートブロック塀の高さは1.2m未満とすること。

6) 住宅等の建設により、道路、排水路、その他公共施設等を破損した場合は、原因者負担とする。

6. その他

1) 申込みは、宅地分譲資格審査基準などを理解のうえ、申込みこと。

2) 申込受付期間は、下記のとおりとする。

分譲地	受付期間
大島南浦、名田庄三重	随時